

令和6年度 第11回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）2月13日

日野市教育委員会

令和6年度第11回日野市教育委員会定例会

開催日時

令和7年(2025年)2月13日(木)
14時00分～14時47分

開催場所

506会議室

出席委員

教 育 長	堀 川 拓 郎	教育長職務代理者	高 木 健 夫
委 員	真 野 広	委 員	正 留 久 巳
委 員	岩 下 優 美 子		

議事録署名委員

委 員 真 野 広

事務局出席者

教 育 部 長	中 田 秀 幸	教育部参事	長 崎 将 幸
		(兼教育指導課長)	
教育部参事	田 中 洋 平	庶 務 課 長	釜 堀 亜 矢 子
教育指導課主幹	坪 田 充 博	統括指導主事	前 田 健 太
生涯学習課長	須 崎 晃 俊	中央公民館長	大 村 国 博

傍聴者

1 名

書記

庶務課庶務係長 岸 本 洋 輔
庶務課主事 金 澤 仁

議事内容

別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第 4 5 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 6 号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 7 号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 8 号 日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 9 号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 0 号 教育管理職の異動（内申）について
- 第 5 1 号 「日野市における部活動に関する方針」の改訂について
- 第 5 2 号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 5 3 号 コミュニティ・スクール推進に関する基本方針について
- 第 5 4 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第 6-12 号 都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分 1 件取消を勝ち取った”君が代”不起立教員に対し、約 8 年も遡り 20 年 12 月 25 日、戒告の再処分 2 件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願 ～教員や生徒の人権を守るために

報告事項

- 第 2 7 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[堀川教育長]

ただいまから、令和 6 年度第 1 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 1 0 件、請願審査 1 件、報告事項 1 件です。

会議の進め方ですが、請願第 6 - 1 2 号は議事の最後に審査をしたいと思います。議案第 4 5 号、議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。議案第 4 8 号及び議案第 4 9 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。また、議案第 5 0 号及び議案第 5 4 号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第 6 - 1 2 号の審査は、公開する議事の最後に行います。

議案第 4 5 号、議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号は関連がありますので、一括議題といたします。議案第 4 8 号及び議案第 4 9 号は関連がありますので、一括議題といたします。また、議会規則第 1 0 条により、議案第 5 0 号及び議案第 5 4 号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 4 5 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、
議案第 4 6 号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、
議案第 4 7 号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定についてを一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第 4 5 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第 4 6 号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

○議案第 4 7 号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 1 ページを御覧ください。議案第 4 5 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市教育委員会事務局生涯学習部門の再編に伴い、規則の一部改正を行うものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。4ページを御覧ください。下線部が改正箇所になります。第2条中、教育指導課に地域学校支援係を加え、生涯学習課生涯学習係を生涯学習支援課総務係、公民館係に改めるものです。

次に、6ページを御覧ください。第5条中、教育指導課地域学校支援係の事務分掌を加え、生涯学習課生涯学習係の事務分掌を生涯学習支援課総務係、公民館係の事務分掌に改めるものです。

3ページにお戻りください。これらの改正につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第45号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書9ページを御覧ください。議案第46号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由につきましては、議案第45号と同様でございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。議案書11ページを御覧ください。第14条の見出し及び同条中、生涯学習課長を生涯学習支援課長に改めるものです。

10ページにお戻りください。この改正につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第46号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書13ページを御覧ください。議案第47号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由につきましては、議案第45号、46号と同様でございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。議案書15ページを御覧ください。第2条第1項中、日野市職員の勤務時間、休日、休憩等に関する規定を、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規定に改め、別表のうち、公民館の項を削るものです。

14ページにお戻りください。これらの改正につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。高木委員。

[高木委員]

議案第45号についてなのですが、提案理由として、生涯学習部門の再編に伴う改正とあります。また公民館係などが新設されていますけれども、改正の具体的な目的、狙いについて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

教育部参事。

[田中教育部参事]

教育部参事でございます。今回の組織改正の目的についてお答えいたします。

目的は大きく2点ございます。1点目は後段で、また議案のほうで上げさせていただきますが、スクールコミュニティを教育委員会として推進していくため、学校運営協議会の担当部門と、地域学校協働活動推進をしている部門が統合して、一つの組織を立ち上げることにしたことを目的としております。

もう一点は、生涯学習行政を充実させるため、政策部門である生涯学習課と、社会教育事業部門として成り立っている中央公民館を統合するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

[高木委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

他に御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。正留委員。

[正留委員]

本議案の改正に賛成の立場から、意見を申し上げたいと思います。

日野市の新しい学校教育と生涯学習の充実を推進するためには、様々な改正が必要であり、適切であると思います。また、今後も課題については柔軟に対応していく視点を持ち続けることを大切にしたいものだと思います。よろしくお願いします。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

1件ずつお諮りします。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について、議案第49号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。中央公民館長。

○議案第48号 日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第49号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

[大村中央公民館長]

中央公民館長でございます。

議案第48号 日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定についてから説明をさせていただきます。議案のほうですが、17ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、今、先ほどの参事からの説明がございました生涯学習部門の再編に伴い、規則の一部改正を行うものということでございます。そこで新旧対照表に基づいて、その内容を説明させていただきます。恐れ入ります。議案の20ページを御覧ください。変更のほうを対比して見られるようになっておりますが、説明申し上げます。

第2条でございます。旧規則のほうでは、公民館に次の係を置き、係の事務分掌は次のとおりとするとあり、管理係、事業係を置いておりました。これを新しく、公民館の事務分掌は次のとおりにするということで、以下、管理係、事業係の仕事から、管理係に属する仕事を削除する形になります。こちらは生涯学習支援課の総務係に移行する形でございます。具体的な削除項目なのですが、(1) 歳入歳出予算及び経理、(2) 文書の収発及び整理、(6) 主務官庁及び関係機関との連携、(7) 職員の福利厚生、(10) その他でございます。

次に、恐れ入ります、21ページを御覧ください。第5条でございます。係に係長を置く。係長は上司の命を受け、分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮すると思いますが、ここを変更しております。こちらのほうを、公民館に副主幹及び主査、係に主査を置くことができるということで、以下、館長から副主幹、以下の命令系統はそのまま保持するという形を取っております。

第5条は以上でございます。

そして、その下に続きます第8条、第9条、第10条、22ページでございます。続きまして、23ページの第11条、第12条、第13条でございます。こちらのほうは、第8条は営業実施の顛末、報告を教育委員会に行うということ。第9条、公印の管理、第10条、文書の管理、第11条、第12条は備品の管理処分についてうたっております。第13条は会計及び経理、これらは実情に合わせて、もう既に別の条例で示していたり、重なって記述してあるところがございますので、削除という形を取らせていただいております。

議案第４８号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第４９号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定についてを御説明申し上げます。こちらも新旧対照表を御覧になっていただければと思います。２７ページでございます。

第５条に、古いほうは審議会の庶務は公民館において処理するとありますが、こちらを審議会の庶務は教育部生涯学習支援課において処理すると改訂いたします。こちらは先ほど申し上げたように、社会教育の庶務的な部分は総務係が引き受けるというところで、公民館という文言ではなく、生涯学習支援課に変更したものでございます。

説明は、以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終了といたします。

１件ずつお諮りします。

日野市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第４８号は原案のとおり可決されました。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第４９号は原案のとおり可決されました。

議案第５１号 「日野市における部活動に関する方針」の改訂について、事務局より提案理由の説明をお願いします。統括指導主事。

○議案第５１号 「日野市における部活動に関する方針」の改訂について

[前田統括指導主事]

統括指導主事でございます。

議案書３５ページを御覧ください。議案第５１号 「日野市における部活動に関する方針」の改訂について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月）」及び東京都「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和５年３月）」に基づき、令和５年７月に策定した日野市における部活動に関する方針を改訂するものでございます。

議案書 36 ページを御覧ください。このたび、持続可能な部活動の実現や、教員が授業改善を図る時間、子供と向き合うための時間を確保し、子供たちの豊かな学びと学校生活を実現する観点から、大会や地域イベント等への参加、部活動の活動日、部活動の新增設について見直しを行い、改訂いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。真野委員。

[真野委員]

御説明ありがとうございます。今回の改訂内容のポイントを御説明いただければと思いますが、よろしくお願いします。

[前田統括指導主事]

議案書 36 ページを御覧ください。まず、大会や地域イベントへの参加については、「適切な運営」に記載がありますとおり、休養日を確実に確保できるよう、実態に応じて大会等の参加を削減するという内容になります。

続いて、部活動の活動日については休養日の欄にございます。部活動の活動日は、これまでの週 5 日の活動から週 3 日、週当たり 3 日以上休養日を設け、週 4 日以内の活動を原則とする等の部分となります。

最後に、部活の新增設については、活動時間設置の欄にございます。原則、部活の新增設を行わないという部分に当たります。

以上です。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

他に御質問ございませんか。高木委員。

[高木委員]

休養日について、ただし書に、一部の部活動に移行期間を設けることは差し支えないとありますが、この移行期間の設定についての基準や取扱方について、考え方を伺いたと思います。よろしくお願いします。

[堀川教育長]

統括指導主事。

[前田統括指導主事]

特段期間等、具体的な時期を設けてはおりません。各学校において状況に応じて移行していくこととしております。例えば、現在部活動に所属している生徒が卒業するまでや、子供や教員の思いなどの実態を踏まえ、段階的に移行していくことを想定しております。

以上です。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。他に御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

提起いただきました日野市における部活動に関する方針に賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。

今回の改訂では、休養日が従来より増加することが原則となります。部活動に関しては、これまでも生徒、保護者、先生方でいろいろな考え方や要望があります。今回の改訂で原則部分が変わりますが、原則に基づく硬直的な運用ではなく、移行期間等についても、生徒をはじめ関係者で十分な意見交換を行いながら丁寧に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、日野市における部活動に関する方針の改訂の内容について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回、この休養日や活動時間などを具体的に設けている点は、先生方のよりどころになるものかと思います。先生によっては、この内容をありがたいと思う先生もいらっしゃると思いますが、逆に窮屈に感じる先生もいらっしゃるかもしれない。そういう点に配慮して、先ほど質問もありましたが、移行期間を設けても差し支えないと表記している点は評価できると思います。また、この改革が、何のためにこのような休養日や活動時間について方針を定めているのか。そのところを見失うことなく推進をしていただきたいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

賛成の立場から、話をさせていただきたいと思います。

日本全体として、部活動の在り方は大きな転換期にかかっているところです。日本の教育の中で、部活動の果たしてきた良きものは多くあります。それは大切にしつつ、新しい部活動の在り方をつくるときだと思います。今現在、日野市の各学校の部活動の抱えている課題をそれぞれ捉え、改めていくことは改め、推進していくことが大切であろうと思います。推進する上で課題が生じたら、対応を図りつつ、本方針の実現を目指すことが重要だと思います。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

日野市における部活動に関する方針に賛成の立場で、意見を申し上げます。

生涯にわたり文化・スポーツに親しむ部活動に関する方針であり、従来に比べ一定の制限が生じる改訂であります。保護者・生徒への案内では、受皿としての「ひのカル！ひのスポ！」や地域での活動も併せて周知し、理解を深めていただくよう努めていただきたいと思います。

と思います。また、部活動の活動日の方針は、教員の働き方改革のみならず、授業研究・授業改善などにつながる子供たちのための改訂でもあります。今回の改訂が広く浸透し、日野市らしい部活動が展開されることを期待しております。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。それでは、私からも一言意見を申し上げます。

この方針は、かなり思い切った踏み込んだ方針になっているのかなと思います。委員の皆さんからいただいた御意見も踏まえながら、事務局としても対応していきたいと思います。また、この方針を各学校で具体化をしていく中でも必ず課題等が出てくることと思いますので、今後出てくる課題としっかりと正対をしながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

他に御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。

「日野市における部活動に関する方針」の改訂についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第52号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第52号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書37ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規程に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので報告し、承認を求めるものです。

次ページ、38ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。任期は令和7年2月1日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり承認されました。

議案第53号 コミュニティ・スクール推進に関する基本方針について、事務局より提案理由の説明をお願いします。生涯学習課長。

○議案第53号 コミュニティ・スクール推進に関する基本方針について

[須崎生涯学習課長]

生涯学習課長でございます。

議案書39ページにありますコミュニティ・スクール推進に関する基本方針の策定について、御説明いたします。別紙、議案第53号を御覧ください。副題として、日野市立小・中学校におけるコミュニティ・スクール制度及び地域学校協働活動制度の導入・運用に関する手引きとしました。

コミュニティ・スクール制度については、学校教育と社会教育が連携する事業です。学校教育側の学校運営協議会については、現在、市内では小学校8校に設置されています。一方、社会教育側の地域学校協働活動については、小学校全校で展開しているところです。日野市教育委員会では、第4次学校教育基本構想において、このコミュニティ・スクール制度を令和11年度までに全小・中学校に導入することを目指しています。そこで、学校、家庭、地域など各当事者がコミュニティ・スクールに関する基本的な考え方、運用上の留意点や制度の基本知識を共有するため、本基本方針を作成することとしました。

なお、本基本方針の作成に当たっては、校長会をはじめとした学校関係者、既に設置されている学校運営協議会の委員や地域コーディネーターの方など地域の方、PTAなど保護者の方にも御意見を伺い反映させております。

本基本方針は1月の定例会において協議を受け、より分かりやすくレファレンス機能を強化し、目次を追加したりレイアウトや表題の一部変更を行いました。今回の定例会において承認をいただければ、令和7年度からの運用を図っていきます。また、実績を積み重ねながら、都度、基本方針の見直しも行っていく予定です。

それでは、基本方針の内容について、簡単ですが御説明いたします。特徴は、大きく2点あります。

1点目、本文7ページにありますが、日野市におけるコミュニティ・スクール制度を学校経営方針に基づき、学校・家庭・地域が協働してより良い学校をつくっていく仕組みと定義しています。コミュニティ・スクール制度は学校経営の改革になりますが、校長が作成する学校経営方針を軸あるいは枠として、地域の学校経営の関わりを定義し、様々な当事者の方の承認を得た学校経営方針により、より良い学校のために協働する制度としてお

ります。

2点目、本文8ページになりますが、学校運営協議会と地域学校協働本部を一体としてコミュニティ・スクール委員会と称し、それぞれの機能や役割を包括的に兼ねて、効率的に実効性のある活動を実施しようというものです。学校運営における課題の把握や共有、支援活動の検討や人材調整、そして多様な活動の展開など、既に実態としてそのようなっているかもしれませんが、それを仕組みとして明確にしたものです。そのほか詳細は、基本方針を御覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

提起いただきましたコミュニティ・スクール推進に関する基本方針に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

基本方針策定の背景として、コミュニティ・スクール制度の導入・拡大を見据え、コミュニティ・スクール制度に関わる全ての方が同じ目線で力を結集できるよう、日野市における基本的な考え方、運用上の留意点や制度の基本知識を共有するためのものとしてこの基本方針を作成とあり、大変重要で大事なことと感じております。また、基本方針では、第1部6項に教育委員会による伴走支援として具体的な支援内容が力強く記述されており、期待するところです。基本方針について、各学校関係者や保護者、地域の方々と引き続き意見交換などを行いながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、このコミュニティ・スクール推進に関する基本方針について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

この基本方針は大切で有用な内容になっていると思います。と申しますのは、さきの定例会でも意見として述べたのですけれども、第4次学校教育基本構想のテーマである「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を育んでいくためには、学校・家庭・地域・行政の一層の連携が必要となります。その意味でも、コミュニティ・スクールの考え方やその目指す方向、在りたい姿などを共有し、地域の人材を発掘し、その考え方に共鳴する人を一人でも多くつくり育てていくことが大切なことだと思います。この基本方針はその共通軸ともなるものであり、既にこの制度を導入している学校の経験や知見なども盛り込んで作成しており、大変に有用な基本方針になっていると思います。

また、地域との連携が大きな成果を生み出すという事例を少し紹介させていただきたいと思います。先日、地域への思いを大切にする児童の育成をテーマにした、第七小学校の研究活動の様子を見学しました。その際に感じたことは、地域をテーマにした活動を通し、子供たちが地域のために自分にもできることがないかを考え、喜んで参加をしている様子、

また、先生方にも勢いを感じました。子供たちの本気度が大人をも動かしていることを感じた次第です。

また、日野市教育センターにて、郷土教育推進研究の各学校での取組内容について活動報告をお聞きしました。この教育の目的は、子供たちがふるさと日野を誇りに思い、日野を良くしていきたいとの願いを持って、自ら活動しようという力を育むことにあります。そのためのきっかけづくりは、先生方よりも、郷土愛にあふれたゲストティーチャーによって動機づけられていることが多いということも教えてもらいました。しかしながら、先生が地域のゲストティーチャーを探し、その思いを伝え賛同していただく作業には、苦勞が多いということも教えてもらいました。この視点からも、このコミュニティ・スクールは大きな支えになっていただけたと思います。この基本方針は、そのためにも大変有用であると考えております。

私からは、以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

日野市におけるコミュニティ・スクール推進に関する基本方針について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

子供・家庭・学校・地域が一体となった教育システムを構築していくことは、第4次日野市学校教育基本構想の具体化のためにも、コミュニティ・スクールを適切に各校で実施していくことが強く求められていると思います。本基本方針を基に進めていただき、より良い連携が図られ、各校の特色を生かしたものになればと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

日野市におけるコミュニティ・スクール推進に関する基本方針について、賛成の立場で意見を申し上げます。

章立てにさせていただいたことで大変分かりやすい構成になり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との関係も整理して説明されている基本方針だと思います。また、随所に具体例を示してあることで、既存、新規いずれの場合も活動に取りつきやすく、あるいは足元を固めてくれる説明になっていると思います。学校に何か力を貸したいと思う地域の方々にも広く知っていただき、学校の運営方針に共感を持って、学校と共に子供たちのために活動する一歩を踏み出すきっかけになってほしいと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。それでは、私からも一言意見を申し上げたいと思います。

スクールコミュニティ・プロジェクトということで事務局からも説明がありましたけれども、このスクールコミュニティ・プロジェクトは、第4次日野市学校教育基本構想の中

核となるプロジェクトの一つであります。そして、この基本方針は、スクールコミュニティ・プロジェクトを進めていく上での羅針盤になっていくものだと思います。この基本方針の運用の中で、方針と実態のギャップが出てくる場面というのが必ず出てくると思いますので、そうした場面も含め、学校にしっかりと伴走支援をしていきたいと思っています。

以上です。

他に御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。

コミュニティ・スクール推進に関する基本方針についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

議案第53号は、原案のとおり可決されました。

報告事項第27号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第27号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書47ページを御覧ください。報告事項第27号 行政情報の公開請求について報告させていただきます。

1ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、報告事項第27号を終了いたします。

請願第6-12号 「都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違非行為につき、猛省するよう求める意見書を出して頂きたい等の請願 ～教員や生徒の人権を守るために」について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第6-12号 都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違非行為につき、猛省するよう求める意見書を出して頂きたい等の請願 ～教員や生徒の人権を守るために

[釜堀庶務課長]

議案書43ページを御覧ください。請願番号、請願第6-12号。受付年月日、令和7年1月9日。件名、都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を出して頂きたい等の請願 ～教員や生徒の人権を守るためにでございます。

請願者の住所・氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、44ページから45ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

東京都教育委員会は2023年から、「子供がいじめ防止についてどのような取組が必要か議論する」と称して、高校生いじめ防止協議会というのを設置しています。そのときは、「しっかりと自分の意見を明確に言えることが大切」とか、「嫌なことをしない、互いが意見を伝い合い許容できる意識を持つ」、つまり道徳で言えば寛容ですね。こういうことを提案しています。これは良い提案だと思います。2024年度も「いじめを見逃さない環境をつくる」など、良いことを提案していると思います。

それを報告したのが2024年11月28日の東京都教育委員会定例会。ここではなかなか議論が深まりません。なぜか。この東京都教育委員会の指導系は、指導部長だけで私は十分だと思うのですが、その下に部下のいない部長として、指導推進担当部長というのを東京都教育委員会は置いております。市川茂さんという方です。この方は、いじめを「君が代」不起立教員にやった過去があります。

2のところを見ていただきまして、横山洋吉氏が出した君が代強制的10.23通達、本当におかしな、1回目の不起立、あるいはピアノ伴奏には戒告、2・3回目は減給、4回目以降はもう停職と、授業を取り上げるというとんでもない、私どもは機械的累積加重処分システムと呼んでおりますが、これが2012年の1月の最高裁で取消しになっております。このような減給以上は駄目だということです。「違法だ」とまで言っているわけです。

田中聡史さんという先生は2013年の3月・4月に不起立をなさって、それに対して東京都教育委員会がまたまた違法な減給処分を出している。だけどこれは、取り消されることは目に見えているわけです。案の定、取消しになりました。都民の税金を使って無駄なことをやっているのが東京都教育委員会ということですが、そこから8年もたって20

20年の12月25日、これは日本一長い2学期と言われているね。コロナ禍で夏休みがつぶされて、田中さんはくたくたになって教室の清掃・消毒などをしていたときに校長に呼び出されたら、東京都教育委員会の人事部の2名の男が来ていて、減給取消しの報復のように戒告を2件出すという、再処分を発令したということです。その東京都教育委員会の職員は挨拶もしない、それから名札もつけない、職種名も名のらない不気味な人間が来たということですが、市川さんはこのとき主任管理主事をやっていたので、少なくともこの処分には関わっていますし、それに来校した2名のうちの1人が大柄だったということを知っていて、60歳ぐらいの1人は180センチを超しているということですから、私はこの方も市川さんではないかと思って、別の方が旅行命令簿の開示請求をしたのですけれども、残念ながら非開示というロシアみたいなことを東京都教育委員会はやっておるということでございます。こういったようなことをきちんと、やはり人権という上で問題があるわけですから、教職員、校長などに周知していただきたいと、そう思っています。

この後、2ページ目に行きまして、高校生いじめ防止協議会の提案は「生徒が主体となる教育活動を推進する」とあるのですが、「君が代」については全く生徒の意見を聞かないし、東京都教育委員会が少なくとも都立学校については挨拶文の読上げを名目に、職員を大量に交通費を無駄遣いし派遣して、ピエロみたいに「君が代」のときに日の丸に向かって、生徒には尻を向けて国旗に敬礼するという、非常に不気味な姿勢を親にも見せつけると。非常に良くないことをやっておるということでございます。

それから、東京都教育委員会は宿泊防災訓練と称して、自衛隊の駐屯地に都立大島高校、田無工業高校の生徒を連れて行って、特に大島高校については種田和敏弁護士も現地に行かれたわけですが、非常に生徒が嫌がって、島ですから生徒が2年生35人しかいません。そのうちの19人が恐怖感を持って嫌だと明確に意思表示をしていた。しかし東京都教育委員会はこれについて、出席扱いに図書館で勉強するとかでの代替措置を言ったのは1週間前の都議会だったわけですね。これも一つの立派ないじめなわけです。東京都教育委員会はこうやって軍事訓練をさせている。何の役にも立たないような行進とか、それから自衛隊の突撃訓練の写真を見せる。これが防災だと称してやっているわけですから。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

それで、2-4のところは、これBSフジで、尾木ママが、やはりこうやって職階制で主任教諭とか主幹教諭とかを作ってやっていくやり方はあまりよくないというか、そういう助け合い、同僚制をなくすとか、職員室カーストですね。身分制みたいなものになるということをおっしゃっています。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

そろそろですが、中核教員という言い方も良くないという言い方をしていっぱい

すので、ぜひ同僚制を重視してやっていただきたいと思います。成人式、「君が代」時、新成人にお尻をむけるのは良くないと思いました。ではそういうことで、これで終わりますので、ぜひ具体的質問をしてください。何でも答えますので。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願に具体的な請願事項として、2－1から2－4項にわたり請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について、日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

請願者の御説明ありがとうございます。また、事前にいただきましたが、請願内容もしっかり読ませていただきました。

その上でではありますが、この請願内容、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、日野市の教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断しました。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございます。本請願を読ませていただきました。資料も見ました。表題に係る請願の背景と具体的事実など及び具体的請願事項2－1から2－4について読みましたが、本請願は請願者の考え方にに基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及び資料を拝読いたしました。また、今ほど請願者による説明も伺いました。その上で、請願並びにその背景も含め、日野市教育委員会では取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様のお意見としては、不採択という御意見が多いようですので、東京都教育委員会でいじめ問題を担当する指導担当部長が違法な減給処分、1件取消しを勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り、20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を出していただきたいとの請願～教員や生徒の人権を守るために、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第6－12号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第50号および議案第54号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和6年度第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 14時47分